

令和7年12月9日

三種町議会  
議長 加藤彦次郎 様

環境厚生委員会  
委員長 堺谷直樹

### 所管事務調査報告書

本委員会が実施した所管事務調査について、調査結果を次のとおり、三種町議会会議規則第76条の規定により報告します。

- 1 調査事件 地域子ども・子育て支援事業について
  - ① ファミリー・サポート・センター事業
  - ② 病児（病後児）保育事業
  
- 2 調査の経過

6月10日（火）	委員間討議
7月1日（火）	所管課の説明聴取・委員間討議
8月1日（金）	委員間討議
9月5日（金）	委員間討議
25日（木）	委員間討議
10月2日（木）	所管課の説明聴取・委員間討議
9日（木）	委員間討議
29日（水）	行政視察（福島県三春町）
30日（木）	行政視察（福島県棚倉町）
11月11日（火）	派遣結果報告書・所管事務調査報告書の作成
  
- 3 調査の結果又は概要（意見）
  - (1) ファミリー・サポート・センター事業の概要
    - ① 事業概要
      - ア 目的  
子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と、子育ての援助を行いたい人（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整等を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病

児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりや、ひとり親家庭等の支援など多様なニーズへの対応を図る。

#### イ 相互援助活動の例

- (ア) 保育施設等までの子どもの送迎
- (イ) 保育施設の開始前、終了後又は学校の放課後、冠婚葬祭、買い物等の外出の際の子どもの預かり

#### ウ ファミリー・サポート・センターの役割

- (ア) 会員の募集、登録その他の会員組織業務
- (イ) 会員同士の相互援助活動のマッチングと仲介
- (ウ) 会員に対して活動に必要な知識を提供する講習の開催
- (エ) 会員同士の交流と情報交換のための交流会の開催
- (オ) 保育所や医療機関など子育て支援関連施設・事業との連絡調整

#### エ 主な実施要件

- (ア) 実施主体は市町村（委託等を行うことができる）
- (イ) 会員数は20人以上
- (ウ) 相互援助活動中の子どもの事故に備え、補償保険の加入
- (エ) 子どもの預かり場所の定期的な安全点検の実施
- (オ) 事故発生時の円滑な解決に向けた会員間の連絡等の実施
- (カ) 提供会員に対して、緊急救命講習及び事故防止に関する講習と、少なくとも5年に1回のフォローアップ講習の実施

#### オ 相互援助活動の対象外

- (ア) 家事援助（保護者の代わりに家事を行うこと）
- (イ) 保護者の代理でのイベント参加（保護者の代わりにイベントに参加すること）
- (ウ) 大人のいない場所への送迎
- (エ) 大人のいない状況での預かり

### ② 三種町こども計画におけるニーズ調査

#### ア 調査結果

##### (ア) 就学前児童保護者対象調査（P94・97）

令和6年1月調査：発送数320件、回収数194件、回収率60.6%

- a 不定期の一時預かり事業の利用希望（n=194件）  
→ 利用したい 29.4%
- b 今後、特に力を入れていくべき子育て支援（n=194件）  
→ 多様な保育サービスの充実 43.3%

(イ) 小学生児童保護者対象調査 (P101・102・103)

令和6年1月調査：発送数370件、回収数302件、回収率81.6%

- a 仕事と子育ての両立させるために重要なこと (n=302件)  
→ 多様な保育サービスの充実 46.0%  
(病後児保育、延長保育、一時預りなど)
- b 今後、特に力を入れていくべき子育て支援 (n=302件)  
→ 多様な保育サービスの充実 24.2%

イ 担当課の所感

一定のニーズがあると判断できるため、今後、近隣市町の取組状況を研究し、関係機関と協議しながら事業推進する上での課題をクリアしていかなければならないと考える。

③ 事業実施に対する課題

- (ア) 事業委託の場合、受託運営できる団体が必要
- (イ) 提供会員の確保
- (ウ) アドバイザーの人選・配置
- (エ) 子どもの預かり場所の安全性の確保
- (オ) 事業に対する認知度・理解度の向上

(2) 病児(病後児)保育事業の概要

① 事業概要

ア 目的

保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に、病院・保育所等に付設された保育室等で一時的に保育を行う事業であり、本事業の実施により安心して子育てができる環境の整備を図る。

イ 事業内容

病児<sup>1</sup>(病後児<sup>2</sup>)について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行う事業

ウ 主な実施要件

- (ア) 実施主体は市町村(委託等を行うことができる)

<sup>1</sup> 当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた乳児・幼児又は小学校に就学している児童

<sup>2</sup> 病気の回復期であり、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた乳児・幼児又は小学校に就学している児童

- (イ) 実施場所（病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設）の確保
- (ウ) 職員（看護師等を利用児童おおむね10人につき1名以上、かつ、保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上）の配置

② 現行の事業内容

ア 広域利用に関する協定

平成31年4月1日、能代市と三種町の間で、病児保育事業の広域利用に関する協定書を締結（能代市と藤里町、八峰町との間でも同様の協定書を締結）し、以来毎年度更新して事業を継続

イ 実施機関

独立行政法人地域医療機能推進機構（JCHO）秋田病院

(ア) 実施場所 病児保育室「はっぴい」（医療機関併設型の保育室）  
2部屋

(イ) 職員配置 看護師2名、保育士3名、栄養士1名

(ウ) 対象児童（以下の要件のいずれにも該当する場合）

- a 生後9週から小学校6年生までの子ども
- b 当院に登録していること（利用当日の登録可）
- c 病気やケガのために、通園・通学ができない状態にあること
- d 保護者の就労や傷病、出産等、やむを得ない事情により、家庭での保育・看病が困難なこと

(エ) 利用時間（延長・時間外保育は行っていない）

- a 一日 8：00～18：00（土曜日 8：00～17：00）
- b 午前 8：00～13：00（土曜日 8：00～13：00）
- c 午後 13：00～18：00（土曜日 13：00～17：00）

(オ) 利用料金

- a 町民税非課税世帯または生活保護世帯  
一日 0円・半日 0円
- b 町民税均等割のみ課税世帯  
一日1,000円・半日 500円
- c 町民税所得割課税世帯  
一日2,000円・半日1,000円

(カ) 利用定員 3人（児童の疾患により変更あり）

(キ) 利用方法 完全予約制（希望日の3日前から予約可能）  
空きがあれば当日予約も可能（受付順）

(ク) 診療・薬 当院小児科の受診（別途診療代）  
当院薬局の処方

ウ 令和6年度利用実績

区分	能代市	藤里町	三種町	八峰町	合計
利用者数	348人	2人	24人	4人	378人
利用者割合	92.1%	0.5%	6.3%	1.1%	100.0%

③ 三種町こども計画におけるニーズ調査

ア 調査結果

(ア) 就学前児童保護者対象調査 (P93・94・97)

令和6年1月調査：発送数320件、回収数194件、回収率60.6%

- a 病児・病後児の保育施設等の利用希望 (n=111件)
  - できれば病児・病後児保育施設等を利用したい 45.0%
- b 今後、特に力を入れていくべき子育て支援 (n=194件)
  - 多様な保育サービスの充実 43.3%

(イ) 小学生児童保護者対象調査 (P101・102・103)

令和6年1月調査：発送数370件、回収数302件、回収率81.6%

- a 仕事と子育ての両立させるために重要なこと (n=302件)
  - 多様な保育サービスの充実 46.0%  
(病後児保育、延長保育、一時預りなど)
- b 今後、特に力を入れていくべき子育て支援 (n=302件)
  - 多様な保育サービスの充実 24.2%

イ 担当課の所感

JCHO秋田病院は、定員数が3人であること、完全予約制であることなどから、突発的な病気等の場合の利用は極めて困難な状況下であり、その利用しにくいという面が、アンケート調査において、病児保育サービスへの要望が高いことに反映されていると思われ、本事業へのニーズは高いものと考えている。

④ 事業拡充に対する課題

ア 現行事業を拡充する場合

山本郡三町は能代市と病児保育事業の広域利用に関する協定書を締結しているため、広域的な協議が必要

イ 町単独事業として実施する場合

年齢や病気の種類・症状に合わせた保育・看護環境の整備が必要

- (ア) 保育所内などに複数の部屋の確保 (隔離の必要性)
- (イ) 看護師や保育士、栄養士などの常駐配置 (早朝からの長時間勤務への対応)

- (ウ) 医師との連携体制の構築
- (エ) 季節・流行状況による利用変動や高いキャンセル率への対応

(3) 行政視察の概要

令和7年11月25日付け「派遣結果報告書」参照（別添）

(4) 委員会の意見

① ファミリー・サポート・センター事業

ア 事業の有用性

本町は、一時保育事業のほか多数の一時預かり事業を実施しているが、ファミリー・サポート・センター事業は、土、日曜日・祝日・遅い時間帯の一時預かりなど、現行事業では対応できていない部分を補えるものであり、また、用途としても、子どもの塾の送迎などにも活用できるため、「不定期の一時預かり事業」や「多様な保育サービスの充実」といった町民ニーズにも応えられる事業であると認められる。

イ 視察事例の参考

本町は既に多数の一時預かり事業を実施しており、現行の執行体制で新たに当該事業を直営により行うことは負担が大きいため、その実施に当たっては、委託として検討することが適当であろう。ただし、本町には、福島県三春町のような町民有志の任意組織は存在しておらないので、当該事業に理解を示してくれる町民有志が前提的に必要となる。

また、本委員会は、今般の視察において、次の事項を事業立案に当たっての課題と捉えてきた。

(ア) 提供会員の確保

町民有志の育成は可能か、そして、提供会員を安定的に確保できるか。

(イ) 利用料金の適正設定

視察事例のように有償ボランティア活動として利用料金の価格を設定するか、人員確保を目的に報酬として設定するか。

(ウ) 費用対効果の当否

ニーズと実利用者数の差、実利用者数に対する費用対効果は適当か。

ウ 意見

当該事業については、町民ニーズに対して有用性があるものと認めるところであるため、本委員会の調査により見えてきた課題等に対する調査・研究を行い、着手を検討されるよう提言する。

## ② 病児（病後児）保育事業

### ア 事業の有用性

当該事業は、保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に安心して子育てができる環境の整備を目的とするものであり、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」といった多数の町民要望に応えるためには、拡充すべき事業であると認められる。

### イ 視察事例の参考

人口等が同規模の自治体の視察により、環境整備（人材・施設等）の実現性等を勘案した結果、町単独で新規事業として実施することは実際的ではないと判断した。

### ウ 意見

町単独事業として展開することは極めて困難であるため、広域的に実施機関数（受入病院数）を増やすことで町民ニーズに対応すべく、能代市等とその拡大に向けた協議を行われたい。

また、町内の民間事業者（病院・保育園）から委託事業としての相談があった場合は、適切な情報提供等に努められたい。

なお、当該サービスの利用要望に対して本町の利用者数が少ないが、これは当該事業の認知度が低いことも要因と考えられるため、制度の周知の強化を図られたい。